

委 託 契 約 書

- 1 委託業務名
- 2 履 行 場 所
- 3 委 託 期 間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 4 委 託 料 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円
- 5 契約保証金
免 除

上記の委託業務について発注者と受注者は、次の条項により契約を締結し、信義誠実を持ってこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、発注者及び受注者が各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者

受注者

(総則)

第1条 受注者は、発注者の指示及び別紙仕様書に基づいて頭書の委託料をもって委託期間内に委託業務（以下「業務」という。）を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 受注者は、第三者に対し、業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約により生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(業務の変更、中止等)

第3条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又はその実施を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託料または委託期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 発注者が業務を打ち切ったことにより、受注者が損失を受けた場合における補償については、発注者及び受注者とが協議して定める。

(延期願)

第4条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により委託期間内に業務を完了し難い場合は、延期願により発注者の承認を受けなければならない。

(損害賠償責任)

第5条 受注者は、次に掲げる事由が生じたときには、ただちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 受注者が業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 次条の規定により、この契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第6条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 主任技術者を配置しなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

(暴力団排除に係る解除)

第6条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が前各号のいずれかに

該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

(8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（談合等による契約解除）

第7条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（談合等による損害賠償の予定）

第8条 受注者は、第7条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない

ない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号（不正な取引方法）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。

- 2 第1項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（完了届）

第9条 受注者は、業務が完了したときは、ただちに発注者に完了届（成果物等を含む。）を提出しなければならない。

（完了の確認）

第10条 発注者は、前条の完了届のあった日から10日以内に検査等により業務の完了を確認するものとする。

- 2 前項の場合において、成果物等に不備のあるときは、受注者は、遅滞なく補正を行い、発注者に補正完了届を提出するものとする。

- 3 第1項の規定は、前項の補正について準用する。

- 4 発注者は、業務の完了を確認したときは、受注者に通知するものとする。

（委託料の支払）

第11条 受注者は、業務の完了を確認した旨の通知を受けたときは、発注者に委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 発注者は、請求書の提出があった日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

- 3 発注者が別に支払計画を定め、受注者に通知した場合、受注者は支払計画のとおり委託料の精算払いを請求することができる。

（秘密の保持）

第12条 受注者は、委託業務の実施に際して知り得た秘密を他にもらしてはならない。これは、委託期間が終了した後も同様とする。

(契約書に記載のない事項)

第13条 この契約書に規定のない事項については、法令及び奈良県営水道契約規程（昭和42年6月奈良県営水道企業管理規程第6号）によるもののほか、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

